

館山市における障害者就労施設などからの物品等の調達の推進に関する方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定による、令和6年度の方針を次のとおり定める。

1 方針の適用範囲

この方針は、本市の全組織を対象とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事務所等

ア 就労継続支援事務所A型・B型

イ 就労移行支援事務所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

3 調達の対象物品等

調達を推進すべき物品等については、この方針の目的を踏まえ分野を限定することなく調達するよう努める。

4 調達の目標

令和6年度の目標は『前年度の調達実績額を上回ること』とする。

5 調達の実施

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

6 その他の調達の推進に関する事項

（1）本市が締結する契約の相手方を決定する場合において、障害者雇用促進法第43条第

1 項（障害者の法定雇用率の達成）の規定に反していないこと及び障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなどの措置について検討する。

（2）障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を収集し、発注担当部署への情報提供に努める。

（3）物品等の調達のほか、市が実施するイベント等での物品販売のためのスペースを提供するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保をするとともに、市民等への周知にも努める。

7 方針及び実績の公表

（1）本方針は、作成後速やかに本市のホームページ等により公表する。

（2）調達の実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、本市のホームページ等により公表する。

8 調達方針の担当部署等

この方針の担当部署は、健康福祉部社会福祉課とする。